

自己負担分を請求する場合（移送費・補装具等）

補装具代等の診療報酬点数により算定できないものは自己負担する場合があります。

この場合、【療養補償請求書（様式第6号）】に、領収書及び各請求内容ごとに定められた証明書を添付して、所属及び任命権者を經由し基金へ請求を行います。

【必要書類】

補装具代の場合

医師が必要と認めた補装具を医療機関からではなく、義肢製作所等から自己負担して購入する場合。

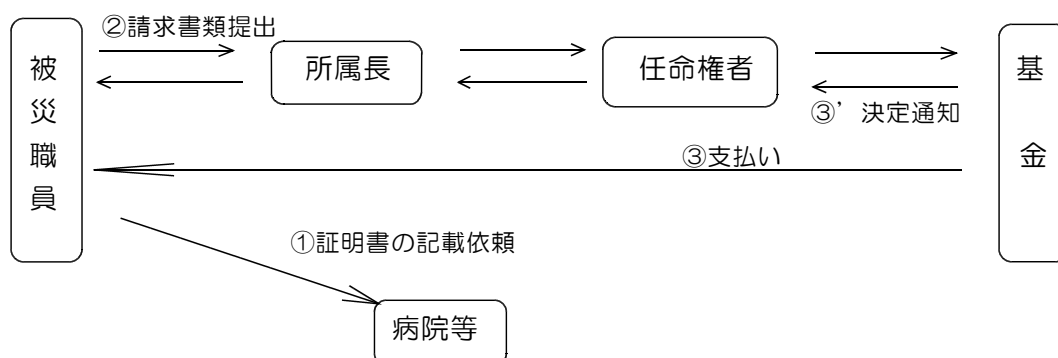
- ▼ 【療養補償請求書様式第6号】 1号紙・・・被災職員が必要事項を記入
- ▼ 【補装具証明書（医師証明書）】・・・病院等の医師に発行してもらう
- ▼ 【領収書】（※）

移送費の場合

- ▼ 【療養補償請求書様式第6号】 1号紙・・・被災職員が必要事項を記入
- ▼ 【交通費証明書】・・・証明書様式に被災職員が必要事項記入後、所属長の証明をもらい添付する。

医師が必要と認める場合は、タクシーを利用することができますが、この場合は「交通費証明書」中のタクシー利用に関する所定事項に、医師による記載と証明が必要になります。

- ▼ 領収書（※）・・・バス、モノレール利用の場合は添付不要



* 補装具代、移送費の請求の場合、【療養補償請求書】様式第6号2号紙に医療機関の証明は必要ありません。

* 領収書は、裏紙などに貼り付けてA4サイズで提出すること。